施設で経験した困った事例について 報告、対応

令和3年度富山県合同輸血療法委員会

事例:検査用検体の採血する時期について

内容: 頻回輸血患者の外来輸血に対する不規則抗体検査用検体と交差適合試験用検体の 採取時期について

検体採取のタイミングを3日、7日に設定しているが、 外来患者のため採血するタイミングが難しい。

富山県合同輸血療法委員会からのコメント

- 交差適合試験に用いる検体は輸血予定日前3日以内に採血したものであることが望まれる(輸血療法の実施に関する指針)
- 案①生化、血算等の採血時に同時に交差適合試験用 検体を採血する。
- 案②「輸血に先立つ3日以内の患者検体および過去に 臨床的意義のある抗体が検出されていない」ことを 満たしたうえでコンピュータクロスマッチとする(他に も必須条件あり)。

事例: 不規則抗体スクリーニング実施時期について

内容:

当院では不規則抗体スクリーニングを診療報酬のことを考えて、月1回としている。

3週間ごとに輸血を実施している患者に対して、 月2回の不規則抗体スクリーニングは保険的 に認められるのか?

類回輸血患者とは言いにくく、しかしながら抗体ができる可能性もあるため、月2回実施するか現在検討中。

富山県合同輸血療法委員会からのコメント

不規則抗体検査は1週間に1回程度の実施が望まれ る(輸血療法の実施に関する指針)。また、交差適合 試験の検査時に自己対照を加えて検査する。 免疫応答により産生 された初期段階の抗体は輸血さ れた対応抗原陽性の赤血球に結合するが、微量であ るため主試験では検出されない 場合がある (赤血球型検査(赤血球系検査)ガイドライン(改訂3版))。

事例: 不規則抗体スクリーニング結果について

内容: 不規則抗体スクリーニングを外注したら 酵素法(パパイン2段法)で抗Leb抗体が検出 された。LISSクームスは陰性だった。製剤の選 択はどうすればいいか。

抗Lebは冷式抗体であり、輸血において臨床的に意義が無いと判断し、陰性血は選択しなかった。

富山県合同輸血療法委員会からのコメント

対応の通りで問題ない。

赤血球型検査(赤血球系検査)ガイドライン(改訂3版) にも抗Lebは臨床的意義はなく、輸血用血液製剤の選 択の必要なしとされている。

事例: FFP融解後の凝固物について

内容: FFP融解後、使用しなかったため保冷庫に一時保管していたら凝固物が析出した。 再加温したところ消失したためクリオと判断した。

融解後、目視と触ってしっかり融解しているか確認する。 融解後、しばらく室温で置いておく。

富山県合同輸血療法委員会からのコメント

充分にFFPバッグを加温しないと2~6℃での保存中に クリオプレシピテートが析出することがある。 (温水式の融解装置のメーカー資料ではこれまでよ FFP-LR120で5分間、FFP-LR240で8分間、FFP-LR480で 12分間融解時間を延ばすことにより、バッグ温度を30℃ 程度まで温めるよう案内を改訂した)。 すぐに使用する場合は延ばす必要はない。

事例:複数製剤の輸血について

内容: 赤血球製剤と血小板製剤を輸血する場合、どちらを先に輸血した方が良いのか。

以前看護師に聞かれて答えられなかった。 順番とその理由を教えてほしい。

富山県合同輸血療法委員会からのコメント

- 製剤についてはそれぞれ別の輸血セットが必要でありどちらが先でもかまわない。
- 医師の指示に基づいて臨床症状によって先に補充したいものから投与する。

事例:輸血セットについて

内容: 赤血球用の輸血セットで血小板製剤を輸血しても問題はないのか。

血小板輸血セットが無かったため、それぞれ通常の 輸血セットを使用して輸血した。

富山県合同輸血療法委員会からのコメント

- 血小板輸血セットと通常の輸血セットではメッシュの口径と 位置が異なる
- 通常の輸血セット: メッシュロ径 175~210μm メッシュ位置 点滴筒上部
- 血小板輸血セット:メッシュロ径 140~170μmメッシュ位置 先端コネクター部(患者側)
- 血小板製剤はより細かい微小凝集塊(マクロアグリゲート) を除去するために
- 専用の輸血セットを用いることが望ましい。

事例:輸血時間について

内容: 主治医が10時間かけて輸血することを考えている。

指針などを確認すると長時間の輸血については、 小児の6時間という記載しかないため、実施する こととなった際は、それを説明したうえで医師の 判断を仰ぐ。

富山県合同輸血療法委員会からのコメント

血液製剤の使用指針では、「血液バッグ開封後 6時間以内に輸血を完了する」とされている。 6時間以上かけて輸血する場合は、無菌的に 製剤を分割して投与することも検討すべきである。

事例:他院から搬送された患者の自己血の取り 扱い

内容:他院から産科の患者が搬送された際に、他院で採血された自己血を一緒に持ってこられた。

その自己血を当院で使用できるのか聞かれた。

当院では、原則患者と一緒に搬入された血液製剤は使用しないことにしているため、自己血も使用できないと伝えた。 (当院の電子カルテでオーダーすることも、輸血時の照合をすることもできない。)

院内の輸血マニュアルには、他院から搬入された製剤の扱いのところに自己血についてははっきりと記載されていなかったため、自己血についても追記した。

富山県合同輸血療法委員会からのコメント

他院から搬入された自己血を使用することは不可ではないと考えられるが、各施設で対応を 決めておいたほうがよいと思われる。